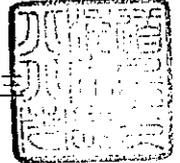


北 広 行 管 第 27 号
令 和 3 年 4 月 22 日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 竜 一 様

北広島市長 上 野 正 様



滞納債権の適正管理における滞納者情報の利用について（諮問）

このことについて、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

滞納債権の適正管理における滞納者情報の利用について

2 諮問理由

本市では、市税をはじめ市の債権の収入確保や、収納率の向上に努めているところでありますが、市民負担の公平性の観点から、市の債権における滞納に対する徴収強化を図ることとして、債権所管課が適切に徴収（債権回収）に取り組めるよう、債権管理条例を制定し、安定した収入の確保、適正な債権管理に努めていくこととしております。

そこで、債権管理条例を制定し、適正な債権管理を進めていくため、個人情報保護条例第7条（収集の制限）第2項第2号及び同条例第8条（利用及び提供の制限）第1項第2号の規定による収集、利用及び提供を可能とする取り扱いをたく、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定に基づき、条例に規定する予定の個人情報保護に関する記述に対し、貴審議会の意見を求めます。

（北広島市総務部行政管理課）